



第 **121** 回
定時株主総会 招集ご通知





株主の皆様におかれましては、日頃よりトピー工業グループに対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

平成27年6月

代表取締役社長
藤井康雄

One-piece Cycle

流れるように美しい、技術と品質。

“One-piece Cycle”…

社会をより豊かに、より暮らしやすくしていくために私たちが取り組む姿勢を表現しました。

私たちの最大の特色は、「素材から製品までの一貫生産」にあります。

複数の事業部門それぞれが培ったノウハウを互いに共有することで、さらに独創性の高い技術を開発し、付加価値の高い製品を送り出してきました。

私たちは、設計から生産まで、素材から製品まで、多事業体であるトピー工業はもとよりトピー工業グループ、さらには社会と一体となって新しい動きを生み出したい、そう考えています。

目次

第121回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	12
1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	18
3. 新株予約権等の状況	19
4. 会社役員 の状況	19
5. 会計監査人の状況	21
6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築）	22
7. 会社の支配に関する基本方針	24
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	28
計算書類	29
連結計算書類	
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
計算書類	
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
監査報告	35
連結計算書類に係る会計監査報告	35
計算書類に係る会計監査報告	36
監査役会の監査報告	37

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

証券コード 7231
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

トピー工業株式会社

代表取締役
社 長 藤 井 康 雄

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) を通じて、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。なお、インターネットにより議決権をご行使される際には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みください。

敬 具

記

1. 日時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - 1) 書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.topy.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス  <http://www.web54.net>

2 議決権行使のお取扱いについて

- 1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- 1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- 2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4 システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- 1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- 2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (1) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (2) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- 3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- 4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 **0120-652-031**（受付時間 9:00～21:00）
- 2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
 - (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120-782-031（受付時間9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- 1) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた社外取締役等の増員を目的として、取締役の員数の上限を増加するものであります。
- 2) 業務執行取締役等でない取締役及び監査役を確保し、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設、変更するものであります。なお、変更案第27条（取締役の責任免除）第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線一は変更部分を示しております。）


現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第27条 (省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(監査役の責任免除) 第36条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>


第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 ふじ い やす お 藤 井 康 雄 (昭和26年10月14日生)	昭和52年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成17年6月 同社取締役建材事業部堺製鐵所長 平成18年6月 同社執行役員建材事業部堺製鐵所長 平成19年4月 同社執行役員八幡製鐵所長 平成21年4月 同社常務執行役員君津製鐵所長 平成23年4月 同社執行役員 当社顧問 平成23年6月 代表取締役社長（現任）	61,000株
2	 ひがし あきら 東 彰 (昭和25年7月8日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 執行役員経営企画部長 平成15年6月 取締役経営企画・関連会社に関する事項担当、経営企画部長 平成18年4月 常務取締役経営企画・関連会社に関する事項担当、経営企画部長 平成22年4月 専務取締役経営企画、関係会社、財務に関する事項、海外企画部管掌 平成23年4月 取締役副社長経営企画、関係会社、財務、人事、労政に関する事項管掌 平成27年4月 取締役副社長経営企画部、社員部、財務部管掌（現任） (重要な兼職の状況) 青島トピー機械有限公司監事、トピー履帯（中国）有限公司監事	66,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	 <p>いしり やす と 石井 泰人 (昭和27年12月5日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成20年4月 執行役員経営企画部特命担当部長 平成22年4月 執行役員効率改善部長 平成24年7月 執行役員業務改革推進部長 平成25年4月 常務執行役員技術、安全、品質、環境、技術研究、新事業開発、業務改革に関する事項担当、技術統括部長兼業務改革推進部長 平成25年6月 常務取締役技術、安全、品質、環境、技術研究、新事業開発、業務改革に関する事項担当、技術統括部長兼業務改革推進部長 平成27年4月 専務取締役技術統括部、業務改革推進部、安全管掌（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 福建トピー自動車零件有限公司監事、トピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisararis、天津トピー機械有限公司監事</p>	52,000株
<p>新任</p> <p>4</p>	 <p>こじま ただし 小島 正 (昭和28年8月2日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成23年4月 執行役員内部監査部長 平成26年4月 常務執行役員内部監査部長 平成27年4月 常務執行役員総務部管掌（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) トピーアメリカ, INC. Director、トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコ S.A. DE C.V. Director</p>	42,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p>新任</p> <p>5</p>	 <p>ゆう き やす お 結 城 康 郎 (昭和23年9月7日生)</p>	<p>昭和48年4月 東京弁護士会弁護士登録（現在に至る） 平成6年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 司法研修所刑事弁護教官 平成12年1月 司法試験考査委員 平成15年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成16年4月 専修大学法科大学院客員教授 明治大学法学部非常勤講師 平成24年10月 信州大学法科大学院外部評価委員会委員長 (重要な兼職の状況) 弁護士、日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役、 コンフェックス株式会社社外監査役、公益財団法人日本骨髄 バンク監事</p>	<p>0株</p>



- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 結城康郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
3. 結城康郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたしまして、結城康郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山本 勝及び大藤 衛の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 やまもとまさる 山本 勝 (昭和28年8月12日生)	昭和52年4月 当社入社 平成23年4月 執行役員サイエンス事業部長 平成25年4月 総務部付参与 平成25年6月 常勤監査役(現任)	31,000株
新任 2	 おがわゆきひろ 小川 幸弘 (昭和33年7月9日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年10月 社員部教育担当部長 平成22年10月 総務部広報・IR担当部長 平成26年10月 総務部部長代行(現任)	22,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたしまして、各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。


第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年6月29日開催の第117回定時株主総会において補欠監査役に選任されました横山 太喜夫氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
 <p>よこ やま たきお 横山 太喜夫 (昭和25年11月18日生)</p>	<p>昭和61年3月 公認会計士登録（現在に至る） 平成2年9月 横山太喜夫公認会計士事務所設立（現在に至る） （重要な兼職の状況） 公認会計士</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 横山 太喜夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横山 太喜夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 横山 太喜夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年培われた会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 横山 太喜夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、昭和63年6月29日開催の第94回定時株主総会において、月額35百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情及びコーポレートガバナンス体制の強化に向けた社外取締役等の増員を考慮して、取締役の報酬額を月額40百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、上記取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まないことといたします。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は回復し、欧州では持ち直しの動きが続いたものの、中国の成長鈍化及び新興国の足踏み状態により、緩やかな回復となりました。わが国経済は、消費税率引き上げの影響により個人消費等には弱い動きが見られたものの、政府の経済対策等に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況下、当社グループは、グローバルでの“成長”と高収益体質への“変革”を基本方針とした中期連結経営計画「Growth & Change 2015」を推進してまいりました。その一環として、トピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア (インドネシア西ジャワ州) においてトラック用ホイールの生産を開始いたしました。また、豊橋製造所 (愛知県豊橋市) においては新製鋼工場の稼働を開始いたしました。さらに、鋼材の適正な販売価格の形成を図るとともに、需要に応じた生産体制の構築や生産性の向上、省エネ等のコスト改善にも引き続き取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は2,376億7千7百万円 (前期比1.3%増)、営業利益は64億2千2百万円 (前期比21.0%増)、経常利益は60億3千7百万円 (前期比34.6%増) となりました。当期純利益については、連結子会社の固定資産について減損損失を計上したこと等により、23億6千万円 (前期比23.2%増) になりました。

2) セグメント別の状況 セグメント別売上高

セグメントの名称	平成25年度 (前連結会計年度) (第120期)		平成26年度 (当連結会計年度) (第121期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼事業	72,955	31.1	72,247	30.4	△708	△1.0
自動車・産業機械部品事業	147,423	62.8	151,025	63.5	3,602	2.4
その他	14,303	6.1	14,404	6.1	100	0.7
合計	234,682	100.0	237,677	100.0	2,995	1.3

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<鉄鋼事業>

鉄鋼業界は、自動車向け需要の低迷等により、粗鋼生産は前期を下回りました。電炉業界においては、期前半は建設向け需要が底堅く推移したものの、期後半に弱い動きが見られました。また、主原料である鉄スクラップ価格が期央より下落したものの、電力をはじめとする諸コストの上昇により厳しい環境が続きました。

このような状況下、当社グループは、適正な販売価格の形成や徹底的なコストの削減に努めました。その結果、売上高は722億4千7百万円（前期比1.0%減）、営業利益は33億8千1百万円（前期比107.4%増）となりました。

<自動車・産業機械部品事業>

自動車業界は、消費税率引き上げに伴う需要の落ち込みによって、国内生産台数は前期を下回りました。一方、米国では自動車需要が好調に推移しました。また、建設機械業界は、中国や東南アジア市場が低迷するとともに、鉱山機械需要も引き続き低調に推移しました。

このような状況下、当社グループは軽自動車を中心とした乗用車用及びトラック用ホイールの販売が堅調に推移した結果、売上高は1,510億2千5百万円（前期比2.4%増）となりました。また、あらゆる改善諸施策にも継続して取り組んでまいりましたものの、建設機械用足回り部品の中国や東南アジア向け販売数量の減少及び競争激化による影響が大きく、営業利益は69億1千9百万円（前期比6.0%減）となりました。

<その他>

電力卸供給事業、屋内外サインシステム事業、化粧品等に使われる合成マイカの製造販売、クローラーロボットの製作販売、土木・建築事業、「トピレックプラザ」（東京都江東区南砂）等の不動産賃貸及びスポーツクラブ「OSSO」の運営等を行っております。売上高は144億4百万円、営業利益は4億1千8百万円となりました。

3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、203億7千4百万円であります。その主なものは鉄鋼事業及び自動車・産業機械部品事業における生産性向上のための設備投資です。

4) 資金調達の状況

平成26年6月に第22回無担保普通社債（発行総額50億円）及び第23回無担保普通社債（発行総額50億円）を発行いたしました。

また、平成26年12月にシンジケートローンによる長期借入（92億円）を実行いたしました。シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

5) 対処すべき課題

当社グループは、素材から製品までの一貫生産の方針により、多業種にわたる事業ポートフォリオを擁していますが、その各事業が属する業界においては、中長期的に国内需要の減少が避けられないとともに、グローバルレベルでの企業間競争はますます激化するものと考えられます。

このような状況の中、当社グループは平成24年度から、4年間を実行期間とした中期連結経営計画「Growth & Change 2015」を推進しております。この計画の基本方針は、グローバルでの“成長”と高収益体質への“変革”です。新興国需要の拡大と国内経済の成熟化へ対応する事業基盤の強化に加え、各事業の見直しによる選択と集中により、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題は以下のとおりです。

<鉄鋼事業>

国内トップレベルのコスト競争力を備え、独自性のある異形形鋼を武器に業界のリーディングカンパニーを目指します。

豊橋製造所における新製鋼工場の稼働により、圧倒的に低い電力原単位の実現や生産性・品質の向上、環境コストの低減を図るとともに、鉄源を完全自給化し、コスト競争力を強化いたします。また、原料調達から製品納入までの一貫生産コストを低減すべく、グループ一体となった効率化を進め、収益の向上を図ってまいります。

<自動車・産業機械部品事業>

「世界トップクラスの総合ホイールメーカー」としてのプレゼンスをさらに高めるとともに、「建設機械の総合足回り部品メーカー」としての地位確立に邁進してまいります。さらに、厳しい事業環境下においても、利益を確保できる体質とすべく、一層のコスト削減に努めてまいります。また、海外における生産拠点の拡充や海外提携先との連携強化により、グローバルでの最適生産体制の構築に取り組んでまいります。

<その他>

エネルギー、サービス等多岐にわたる事業展開の中で、顧客ニーズを捉えた商品開発による拡販に取り組んでまいります。

6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第118期)	平成24年度 (第119期)	平成25年度 (第120期)	平成26年度 (当連結会計年度) (第121期)
売上高 (百万円)	240,534	226,912	234,682	237,677
経常利益 (百万円)	7,304	6,234	4,485	6,037
当期純利益 (百万円)	3,918	3,409	1,914	2,360
1株当たり当期純利益 (円)	16.52	14.38	8.08	9.96
総資産額 (百万円)	212,828	208,781	232,714	252,456
純資産額 (百万円)	83,096	91,258	96,219	107,941

- (注) 1. 平成23年度(第118期)は、東日本大震災や歴史的な円高の進展、タイの洪水被害、欧州債務危機の顕在化、新興国の成長の鈍化の影響により、景気は不透明な状況となりました。海外生産拠点における現地調達拡大や需要に応じた生産体制の構築、コスト改善に取り組み、当期純利益を大幅に増加させることができました。
2. 平成24年度(第119期)は、円高の修正や株価の上昇をはじめとする持ち直しの兆しが見られたものの、長引く海外経済の停滞によりわが国経済は総じて低調に推移しました。コスト改善に引き続き取り組みましたが、鋼材販売価格の下落や建設機械用足回り部品等の需要減少が影響し、売上高・利益は減少いたしました。
3. 平成25年度(第120期)は、政府の経済対策による円高の修正等に支えられわが国経済は緩やかな回復が見られたものの、中国及び新興国の成長鈍化等により、世界経済は弱い回復が続きました。売上高は増加いたしました。鉾山向け超大型ホイールの販売数量の減少及び建設機械用足回り部品の競争激化の影響が大きく、利益は減少いたしました。
4. 平成26年度(当連結会計年度)の状況は、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の1)、2)に記載したとおりであります。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。
6. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7) 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社の状況
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 480	% 70.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーアメリカ,INC.	百万米ドル 63	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
青島トピー機械有限公司	百万人民元 60	% 95.0 (10.0)	建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 491	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	百万ルピア 330,000	% 70.0	トラック・バス用ホイールの製造、販売

(注) 「議決権比率」欄の()は、間接所有で内数です。

8) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品
鉄鋼事業	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品事業	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
その他	電力卸供給、屋内外サインシステム、合成マイカ、クローラーロボット、土木・建築事業、不動産の賃貸、スポーツ施設の運営他

9) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店 名古屋市 大阪支店 大阪市中央区
- (3) 生産拠点 豊橋製造所 愛知県豊橋市 豊川製造所 愛知県豊川市
綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市 神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点 技術センター 愛知県豊橋市 技術開発推進センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社
トピー 実業株式会社 東 京 都 品 川 区 市
トピー 海運株式会社 愛 知 県 豊 橋 市 豊 橋 市
九州ハイール工業株式会社 京 都 府 京 都 市
トピーアメリカ、I N C . 岡 崎 市
青島トピー機械有限公司 中 国 山 東 省
福建トピー汽車零件有限公司 中 国 福 建 省
トピー履帯（中国）有限公司 中 国 山 東 省
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア イ ン ド ネ シ ア 西 ジャ ワ 州

10) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼事業	893 (101)名	△19 (10)名
自動車・産業機械部品事業	3,321 (425)名	115 (25)名
その他	177 (45)名	△4 (0)名
全社（共通）	205 (2)名	△11 (0)名
合計	4,596 (573)名	81 (35)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
2. 臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,855名	△18名	39.9才	17.8年

- (注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員（計253名）は含めておりません。

11) 当社の主な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額 百万円
シンジケートローン	9,200
株式会社みずほ銀行	3,292
株式会社りそな銀行	3,092
明治安田生命保険相互会社	2,384
株式会社横浜銀行	2,036
みずほ信託銀行株式会社	1,651

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 883,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 240,775,103株
- 3) 株主の総数 13,925名
- 4) 大株主及びその持株数（上位10名）

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
新日鐵住金株式会社	48,182	20.34
トピーファンド	9,914	4.19
明治安田生命保険相互会社	9,751	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,556	3.61
株式会社みずほ銀行	7,878	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,731	2.84
トピー工業社員持株会	5,920	2.50
株式会社りそな銀行	5,909	2.49
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,746	2.43
みずほ信託銀行株式会社	4,893	2.07

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（3,903,990株）を控除して計算しております。

3. トピーファンドは当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

3. 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	委嘱職掌及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 井 康 雄	
取締役副社長	東 彰	経営企画、関係会社、海外企画、財務、人事、労政に関する事項管掌 青島トピー機械有限公司監事、トピー履帯（中国）有限公司監事
取締役副社長	荒 井 隆 司	総務、法務に関する事項、サイエンス事業部管掌、中部圏担当
常務取締役	石 井 泰 人	技術、安全、品質、環境、技術研究、新事業開発、業務改革に関する事項管掌 福建トピー自動車零件有限公司監事、トピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisarlis、天津トピー機械有限公司監事
常勤監査役	三津間 健	株式会社小森コーポレーション社外監査役
常勤監査役	黒 崎 民 雄	みずほ信託銀行株式会社社外監査役
常勤監査役	山 本 勝	
常勤監査役	大 藤 衛	

- (注) 1. 常勤監査役三津間 健及び黒崎民雄の両氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役三津間 健及び黒崎民雄の両氏は、金融機関における経営者として培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、常勤監査役三津間 健及び黒崎民雄の両氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
4. 取締役副社長荒井隆司氏は、平成27年3月17日までトピーアメリカ、INC. Directorに、同年3月27日までトピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisarlisに、同年3月11日までトピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコ S.A. DE C.V. Directorに就任しておりました。常務取締役石井泰人氏は、同年3月27日にトピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisarlisに就任いたしました。

2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の役職名
清水良朗	平成26年6月26日	任期満了	取締役相談役

3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	報酬等の額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	5 (-)	187 (-)
監査役(うち社外監査役)	4 (2)	79 (41)
(うち社計外役員)	9 (2)	267 (41)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第94回定時株主総会において月額350万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。

4) 社外役員に関する事項

- (1) 監査役三津間 健
 監査役三津間 健氏は、株式会社小森コーポレーションの社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
 当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会31回すべてに出席いたしました。主に金融機関における経営者として培った豊富な経験に基づき取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言を行っております。
- (2) 監査役黒崎民雄
 監査役黒崎民雄氏は、みずほ信託銀行株式会社の社外監査役であります。当社は同社から借り入れを行っており、同社は当社株式の2.03%を保有しております。
 当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会31回すべてに出席いたしました。主に金融機関における経営者として培った豊富な経験に基づき取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言を行っております。

5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはいたしましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからないこと等もありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化等を踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月25日開催予定の第121回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

1) 名称 新日本有限責任監査法人

2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3) 非監査業務の内容

社債発行に伴うコンフォートレター作成業務及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 上記には当事業年度中の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築）

基本方針

当社グループは、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業活動の指針とする。

また、業務の有効性及び効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を当社グループの取締役及び使用人全員へ周知する。
- (2) 法令・企業倫理遵守責任を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令遵守の施策を推進する。
- (3) 各部門の業務に関する法令一覧及び「グループ・コンプライアンスガイドブック」等の活用、研修・説明会の実施を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する当社グループの取締役及び使用人の責任を明確化し、法令遵守を推進する。
- (4) 「グループ企業倫理相談室」及び「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する当社グループの取締役、使用人及び取引先からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者の不利益な取扱いをしない。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、警察及び外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として対決する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い適切にその保存と管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役がこれらを常時閲覧できる状態に維持する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制に関するリスクマネジメントを推進するために「グループ・リスクマネジメント規程」を定め、年度の重要課題に対する計画を立案し、進捗状況を「リスクマネジメント委員会」で定期的に確認・評価する。
- (2) 「リスクマネジメント委員会」を経営会議の下に設置し、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対して、未然防止及び発生した場合の的確な対応を行う。
- (3) 社長直轄の内部監査部を置き、各部門等のリスク管理状況を監査する。
- (4) 大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令又は定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決議する。取締役会決議事項は、「取締役会決議事項 付議基準」を定める。
 - (2) 取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
 - (3) 執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。
- 5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社グループが一体となった経営を行うために「グループ会社管理規程」等を定め、その内容に則り、当社のグループ各社に対する経営管理業務を明確にし、グループ各社の重要な会議への出席や重要案件に関する事前報告及び協議等により経営状況を把握すると共に、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
 - (2) 監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保する。
 - (3) 代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - (4) 監査役に対して、必要に応じて、外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しております。

なお、主な改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

7. 会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、下記(1)の企業価値の源泉を踏まえた企業価値向上への取り組み及び下記(2)のコーポレート・ガバナンスの状況に記載のとおりコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組みを実施しております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。

(1) 企業価値の源泉を踏まえた企業価値向上への取り組み

グローバル化が定着するなか、企業活動の領域は国内に留まることなく世界へと広がっております。最大の企業価値を発現するためには、世界をフィールドにあらゆる可能性を考え、最大のパフォーマンスを発揮していく必要があります。当社グループは、

常にこのことを念頭にグローバルな企業活動を展開しております。その礎となるのが、90余年の歴史に裏打ちされた「鉄」に対する思いであり、それを具体的なカタチにする国内のマザー工場の技術力です。私たちは、地域にしっかり根ざし、地球が育んだ大切な天然資源である「鉄」を自在に操ることで、そこに新たな価値を見出してまいりました。当社は、自動車用ホイール・建設機械足回り部品等複数の事業分野で世界トップレベルのシェアを有し、特色ある地位を確立しております。当社事業の最大の特徴は、「素材から製品までの一貫生産」にあります。また、素材部門であるスチール事業部の製品を元に、加工部門であるプレス事業部及び造機事業部が独自の技術による高付加価値製品を生産しております。また、コア事業である金属加工以外の科学分野に挑戦するサイエンス事業部において、新たな収益の柱の創出に取り組んでおります。当社の企業価値の源泉は、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによって作り上げた独創性あふれる技術・技能と、それを生きた高付加価値製品にあります。そして、これら企業価値の源泉の根幹には、鉄を中心とする金属に関し創業以来蓄積してきた技術力・開発力、個々の従業員が有する経験・ノウハウとそれらを育み伝承する企業文化・経営方針、取引先をはじめとするステークホルダーからの厚い信頼等があります。

現在、当社を核とする当社グループの事業分野は、素材、モータリゼーション、国土開発・都市建設、電力、流通、スポーツ・レジャー、リサイクル、運輸、サービスと多岐にわたっており、人々の生活の様々な局面においてなくてはならない存在として、広く社会に貢献しております。「素材から製品までの一貫生産」にとどまらず、当社グループが社会と一体となって、よりよい社会のために、各事業分野において新しい動きを生み出す企業姿勢を表したコーポレートメッセージ「One-piece Cycle」を定め、事業活動を通じ、さらなる企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、これまでの幾多にわたる構造改革に加え、平成24年度より中期連結経営計画「Growth & Change 2015」(G&C 2015)を策定し、実行しております。この計画の基本方針は、グローバルでの“成長”と高収益体質への“変革”です。新興国需要の拡大と国内経済の成熟化に対応する事業基盤の強化により、さらなる成長へとつなげてまいります。独創性にあふれる当社グループ製品の強みを活かし、成長が見込まれる海外市場に対して積極的に事業展開を図るとともに、国内のモノづくり基盤を強固なものとすることで、環境変化に強い事業構造を確立してまいります。

以上のように、当社は、企業価値の向上に向けて継続的に諸施策等に取り組んでおります。今後も「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」というグループ基本理念を礎に、顧客・ユーザーの満足を得られる高品質で価格競争力のある商品を提供することで、社会の発展に寄与し、また、適時・適切な情報開示、地域社会への貢献、地球環境問題への積極的な取り組み等を通じて、企業として社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を一層高めていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスの状況

i) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループが法と企業倫理に基づき行動し、グループ基本理念を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の最重要課題のひとつであると認識しております。

ii) 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、また経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図るため執行役員制度を導入しております。

当社は、取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決議しております。また、取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行っております。

さらに、経営環境の変化に迅速に対応するため取締役及び執行役員の任期を1年にしております。

監査役会は、社外監査役2名、社内監査役2名計4名で構成し、全監査役を常勤監査役とし、公正かつ中立な監査を実施しております。

(ii) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、当社グループ事業に精通した取締役と社外監査役を含め法的に強い監査権が付与された監査役により経営の健全性の維持・強化を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。

(iii) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社が取締役会において取締役の職務執行が法令及び定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制として決議した事項につきましては、「6.業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築）」をご参照下さい。

iii) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査体制につきましては、他部門から独立した社長直轄組織である内部監査部を設置しております。

当社では、適正な業務執行や財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、内部監査部による監査活動を通じてその整備及び運用の状況を評価することで、内部統制システムの強化を図っております。

監査役監査においては、監査役は、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。また、監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め

るとともに、代表取締役との定期的な意見交換会を行っております。

さらに、監査役の職務を補助する監査役室長を置いております。

監査役、内部監査部及び会計監査人は、年間の監査計画の策定、監査の実施状況及び監査結果の報告等について、定期的な報告・意見交換会を行い、日常業務においても密な打ち合わせを行って相互連携を深めるとともに監査の実効性の強化に努めております。

iv) 会計監査の状況

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、会計上の課題につきましては適時確認を行い会計処理の適正性を確保するとともに、公正な立場から監査が実施される環境を整備しております。

同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。

v) 社外監査役

当社は、2名の社外監査役を選任しております。

社外監査役は、当社との間に重要な利害関係がなく、東京・名古屋証券取引所に対して独立役員として届け出て受理されております。

2名の社外監査役は、主に金融機関における経営者として培った豊富な経験に基づき取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や監査役会における発言を行っております。

当社は、2名の社外監査役は、金融機関における経営者として培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、かかる社外監査役の選任状況は適切であると考えております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、当社の株券等を20%以上取得しようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.topy.co.jp/res/default/1369116012.pdf>

4) 上記2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記2)の取り組みを実施しております。上記2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいて

は株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みについての取締役会の判断

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

したがって、上記3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記3)の取り組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項（注））、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標は、連結配当性向25%程度を目標といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当継続等を総合的に勘案し、平成27年5月20日の取締役会決議により1株当たり3円とさせていただきます。すでに平成26年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり1円と合わせまして、年間配当金は1株当たり4円となります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	101,471	流動負債	75,241
現金及び預金	22,048	支払手形及び買掛金	26,707
受取手形及び売掛金	43,988	電子記録債権	8,263
商品及び製品	13,324	短期借入金	21,954
仕掛品	4,418	一年以内償還予定社債	5,300
原材料及び貯蔵品	9,910	リース債権	403
繰延税金資産	2,079	未払法人税等	1,750
その他	5,737	その他	10,861
貸倒引当金	△34	固定負債	69,274
固定資産	150,985	社債	23,600
有形固定資産	112,406	長期借入金	26,662
建物及び構築物	32,615	リース債権	2,729
機械装置及び運搬具	51,651	繰延税金負債	1,544
土地	18,479	執行役員退職慰労引当金	140
リース資産	3,114	定期修繕引当金	518
建設仮勘定	4,450	退職給付に係る負債	9,574
その他	2,095	資産除去債務	257
無形固定資産	1,417	持分法適用に伴う負債	838
投資その他の資産	37,161	その他	3,409
投資有価証券	33,359	負債合計	144,515
長期貸付金	607	純資産の部	
繰延税金資産	1,302	株主資本	92,281
その他	1,937	資本金	20,983
貸倒引当金	△46	資本剰余金	18,824
資産合計	252,456	利益剰余金	53,399
		自己株式	△925
		その他の包括利益累計額	13,906
		その他有価証券評価差額金	10,399
		繰延ヘッジ損益	△8
		為替換算調整勘定	3,796
		退職給付に係る調整累計額	△281
		少数株主持分	1,753
		純資産合計	107,941
		負債・純資産合計	252,456

連結損益計算書

(平成26年 4月1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		237,677
売上原価		202,762
売上総利益		34,915
販売費及び一般管理費		28,492
営業利益		6,422
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	575	
持分法による投資利益	12	
受取保険金	570	
その他	415	1,643
営業外費用		
支払利息	1,124	
その他	903	2,028
特別利益		6,037
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	80	96
特別損失		
固定資産売却損	40	
固定資産除却損	243	
投資有価証券評価損	37	
減損	1,334	
その他	1	1,657
税金等調整前当期純利益		4,476
法人税、住民税及び事業税	2,862	
法人税等調整額	△500	2,361
少数株主損益調整前当期純利益		2,115
少数株主損失(控除)		△244
当期純利益		2,360

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,983	18,824	51,695	△919	90,584
会計方針の変更による累積的影響額			53		53
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,983	18,824	51,749	△919	90,637
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△710		△710
当 期 純 利 益			2,360		2,360
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,649	△5	1,643
当 期 末 残 高	20,983	18,824	53,399	△925	92,281

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,447	△4	534	△2,196	3,779	1,855	96,219
会計方針の変更による累積的影響額							53
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,447	△4	534	△2,196	3,779	1,855	96,272
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△710
当 期 純 利 益							2,360
自 己 株 式 の 取 得							△5
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	4,951	△3	3,262	1,915	10,126	△101	10,024
当 期 変 動 額 合 計	4,951	△3	3,262	1,915	10,126	△101	11,668
当 期 末 残 高	10,399	△8	3,796	△281	13,906	1,753	107,941

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	59,436	流動負債	52,452
現金及び預金	6,759	支払掛手形	322
受取手形	1,147	支買電掛	16,969
売掛金	30,432	短期借入金	9,513
商品及び製品	5,667	一年以上以内返済予定借入金	5,700
仕掛品	1,913	一年以上以内償還予定社債	3,640
材料及び貯蔵品	5,896	一年以上以内償還予定債	5,000
前払費用	526	未払金	320
繰延税金資産	822	未払費用	3,238
短期貸付金	1,271	未払法人税等	1,968
未収入金	4,652	未前受りの金	1,222
その他金	373	固定負債	413
貸倒引当金	△25	固定負債	2,964
固定資産	127,900	社長期借入金	1,179
有形固定資産	72,722	繰上り延税引当金	58,322
建物	18,951	退職給付引当金	23,000
構築物	3,252	関係会社投資等損失引当金	21,164
機械及び装置	36,113	関係会社投資等損失引当金	1,414
車両運搬具	370	関係会社投資等損失引当金	1,506
工具・器具及び備品	741	関係会社投資等損失引当金	6,898
土地	11,433	関係会社投資等損失引当金	140
リース資産	1,735	関係会社投資等損失引当金	831
建設仮勘定	123	関係会社投資等損失引当金	205
無形固定資産	178	関係会社投資等損失引当金	2,569
投資その他の資産	55,000	関係会社投資等損失引当金	591
投資有価証券	25,110	負債合計	110,775
関係会社株式	18,470	純資産の部	
関係会社出資金	9,362	株主資本	66,638
長期貸付金	2,152	資本剰余金	20,983
その他の金	1,249	資本準備金	18,824
貸倒引当金	△1,345	資本剰余金	18,528
資産合計	187,337	利益剰余金	295
		利益剰余金	27,751
		利益剰余金	27,751
		固定資産圧縮積立金	255
		繰越利益剰余金	27,495
		自己換算差額等	△919
		その他の有価証券評価差額金	9,923
		純資産合計	76,562
		負債・純資産合計	187,337

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		140,884
売上原価		122,015
売上総利益		18,869
販売費及び一般管理費		14,687
営業利益		4,181
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,296	
受取保険金	476	
その他の	252	3,024
営業外費用		
支払利息	357	
社債利息	269	
その他の	541	1,168
経常利益		6,038
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	80	88
特別損失		
固定資産除却損	167	
投資有価証券評価損	37	
関係会社株式評価損	335	
貸倒引当金繰入額	1,331	
その他の	2	1,875
税引前当期純利益		4,251
法人税、住民税及び事業税	1,693	
法人税等調整額	△328	1,365
当期純利益		2,886

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	その他利益剰余金		利益剰余金 計		
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	20,983	18,528	295	18,824	250	25,461	25,711	△913	64,605
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△136	△136		△136
会計方針の変更を反映 した当期首残高	20,983	18,528	295	18,824	250	25,325	25,575	△913	64,469
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△7	7			
税率変更による 積立金の調整額					12	△12			
剰余金の配当						△710	△710		△710
当 期 純 利 益						2,886	2,886		2,886
自己株式の取得								△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	4	2,170	2,175	△5	2,169
当 期 末 残 高	20,983	18,528	295	18,824	255	27,495	27,751	△919	66,638

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,153	5,153	69,759
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△136
会計方針の変更を反映 した当期首残高	5,153	5,153	69,623
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
税率変更による 積立金の調整額			
剰余金の配当			△710
当 期 純 利 益			2,886
自己株式の取得			△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,769	4,769	4,769
当期変動額合計	4,769	4,769	6,939
当 期 末 残 高	9,923	9,923	76,562

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田 莊 一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 耕田 一 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田 莊 一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 耕田 一 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	三津間	健	ⓐ
常勤監査役(社外監査役)	黒崎	民雄	ⓐ
常勤監査役	山本	勝	ⓐ
常勤監査役	大藤	衛	ⓐ

以上

メ モ

Lined writing area with 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都品川区大崎一丁目2番2号

アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 7階

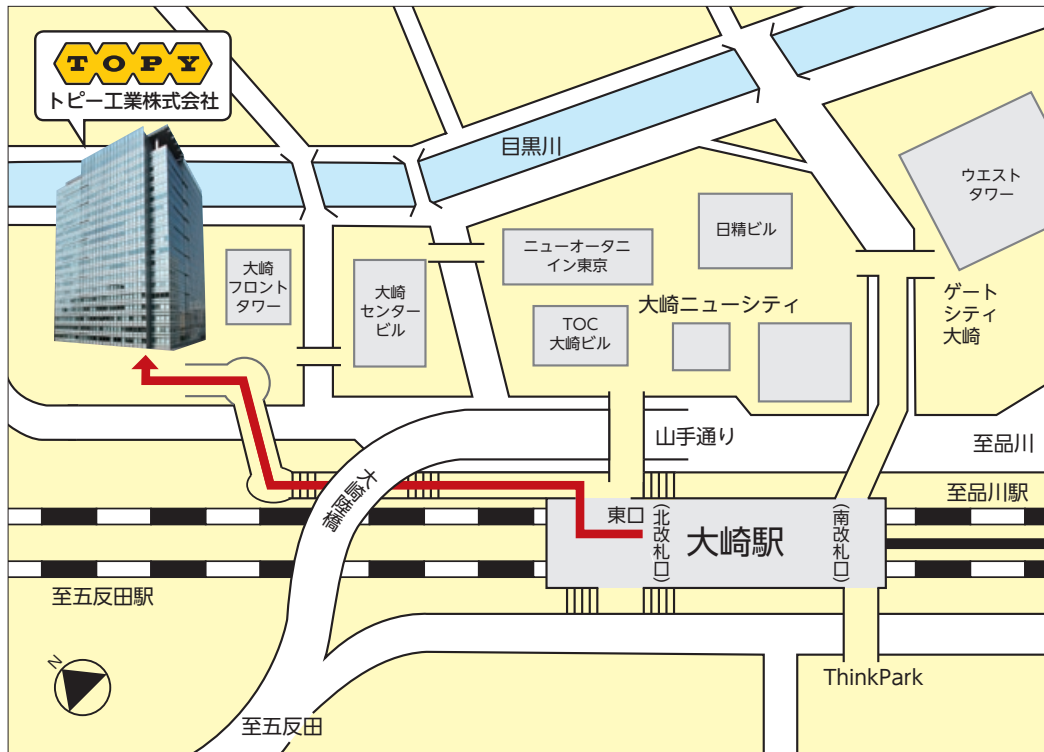
当社会議室

TEL : 03-3493-0777

最寄駅 : 大崎駅 (JR線・りんかい線)

アクセス : 大崎駅北改札口を出て東口より徒歩3分

エントランスよりエレベーターにて7階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



One-piece Cycle

流れるように美しい、技術と品質。



www.topy.co.jp